

令和6年11月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和6年11月25日(月)

午前10時30分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

1. 出席委員

1 番 小林 孝幸

2 番 楠田 孝夫

4 番 田中 孝喜

5 番 田島 正孝

6 番 増田 京子

7 番 高尾 晃

8 番 谷村 英里子

11 番 山口 泰

13 番 西 秀敏

14 番 川島 博昭

2. 欠席委員

3 番 山本 忍

9 番 村川 浩記

10 番 松下 喜光

3. 事務局

事務局長 伊藤 幸治 係長 滝川 昌明

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

13 番 西 秀敏

1 番 小林 孝幸

第2 提出議案

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第32号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

「異議なし」により可決承認

議案第33号 農用地利用集積等促進計画の要請について

「異議なし」により可決承認

第3 報告事項

報告第6号 農地改良等届出について

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和6年11月25日（月） 午前10時30分 開会

滝川係長	ただいまから令和6年11月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
川島会長	<会長あいさつ>
滝川係長	ありがとうございました。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
川島会長	<先月の総会から現在までの会務報告>
滝川係長	ありがとうございました。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
川島会長	それでは、議事日程に従って、会議を進めます。 議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。 本日の会議録署名委員は 「13番 西秀敏委員」「1番 小林委員」をお願いします。
	次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。 議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番を議題とします。事務局から説明をお願いします。
滝川係長	（別紙資料 議案第30号の申請番号1番を朗読し説明する。） 今回の申請ですが、譲渡人は、世帯内に農地を維持管理できる人がいないため、農地の譲渡を検討していたところ、経営規模を拡大したいと考えていた譲受人と思惑が一致され、今回、農地法第3条の申請をされています。 なお、申請された農地については、草刈り等を的確に行い野菜を作付け予定であるため、周辺農地に影響を及ぼす恐れもなく、譲受人は地域集落営農活動のなかで生産活動に努力するとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。以上、ご審議方よろしくをお願いします。
川島会長	それでは、井石地区の担当委員である「4番 田中孝喜委員」、補足説明がありましたらお願いします。
田中委員	はい、4番 田中です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 （ 意見なし ）

川島会長 それではお諮りします。議案第３０号「農地法第３条の規定による許可申請について」の申請番号１番は、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

川島会長 はい、それでは異議なしということで、議案第３０号の申請番号１番は、許可することにいたします。

続きまして、議案第３０号「農地法第３条の規定による許可申請について」の申請番号２番を議題とします。

申請番号２番については、譲受人が、〇〇委員であるため、農業委員会等に関する法律第３１条の「議事参与の制限」に基づき、〇〇委員は議事に参与することができませんので、一時退室をお願いします。

（〇〇委員退室）

川島会長 それでは、事務局から説明をお願いします。

滝川係長 （別紙資料 議案第３０号の申請番号２番を朗読し説明する。）

今回の申請は、譲渡人から令和６年７月１８日に農地移動適正化あっせん事業の申し出があり、令和６年９月１７日のあっせん委員会によって売買が成立している農地となります。

譲受人は、農業経営規模の拡大を模索していたところ、農地所有者と思惑が一致したので、あっせん事業を経て、所有権移転を伴う農地法第３条の申請をしています。

なお、申請された農地については、従来どおり耕作を継続されるため、周辺農地に影響を及ぼす恐れもなく、譲受人も地域での活動の中で積極的に生産活動に努めるとあることから事務局としては、特段問題ないかと思います。

以上、ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長 それでは、田ノ頭地区の副担当委員である「８番 谷村委員」、補足説明がありましたらお願いします。

谷村委員 はい、８番 谷村です。申請農地は今まで譲受人が耕作されていたので今後も引き続き耕作されていくので問題はないかと思います。ご審議方お願いします。

川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

（意見なし）

川島会長 それではお諮りします。議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号2番は、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

川島会長 はい、それでは異議なしということで、議案第30号の申請番号2番は、許可することにいたします。

〇〇委員の入室を許可します。

（〇〇委員入室）

川島会長 続きまして、議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長 （別紙資料 議案第31号の申請番号1番を朗読し説明する。）

1番の申請ですが、申請地に集合住宅を建設したいということで、今回、転用の申請をされています。

申請地の種別ですが、農地に接する道路に、上水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に歯科医院及び保育園の二つの施設があることから、第3種農地と判断され原則として転用ができる農地となります。

次に被害防除計画ですが、盛土を最高0.4m、切土を最高0.1m行うということですが、土留め工事を行うということで、土砂流出の恐れはないと思われます。また、境界線から距離をとって建物を建築されるので日照、通風等の被害は生じないと思われます。なお、雨水排水は、雨水枡から水路に放流し、汚水や生活雑排水は公共下水道に接続するとあります。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長 それでは、折敷瀬地区の担当委員である「5番 田島委員」、補足説明がありましたらお願いします。

田島委員 はい、5番 田島です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。

川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

（意見なし）

川島会長	それではお諮りします。議案第３１号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号１番は、許可することにご異議ございませんか。 （「異議なし。」と呼ぶ者あり）
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第３１号の申請番号１番は、許可することにいたします。 続きまして、議案第３１号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号２番を議題とします。事務局から説明をお願いします。
滝川係長	（別紙資料 議案第３１号の申請番号２番を朗読し説明する。） ２番の申請ですが、申請地に住宅を建築したいということで、今回、個人住宅用地として転用の申請をされています。 申請地の種別ですが、圃場整備等もなく、また、第１種農地及び第３種農地の要件にも該当しないことから、第２種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。 次に被害防除計画ですが、盛土を最高0.3m行う計画ですが、土留め工事を行うため、土砂流出の恐れはないと思われます。また、建物の高さを加減して建設するため、日照、通風等の被害は生じないと思われます。排水計画ですが、汚水や生活雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水等の排水は家の隣接する池に入り、水路に排水する計画となっています。 以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくをお願いします。
川島会長	それでは、川内地区の副担当委員である「８番 谷村委員」、補足説明がありましたらお願いします。
谷村委員	はい、８番 谷村です。事務局の説明のとおり近隣に支障を与えるような農地ではないので問題はないかと思われます。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 （意見なし）
川島会長	それではお諮りします。議案第３１号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号２番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第31号の申請番号2番は、許可することにいたします。

続きまして、議案第32号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第33号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第32号について読み上げて説明する。)

今回提出した集積計画は、金屋郷開407他合計5筆で、面積は、合計9,812㎡となります。

利用権設定をするものは、金屋郷〇〇さんで、利用権設定を受ける者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、新規・水田、及び変更・水田となっています。

期間はすべて令和7年1月10日からで、10年間の令和17年1月9日までが5筆となっています。

(別紙資料 議案第33号について説明する。)

次は、集積計画に対しての促進計画になります。

土地の所在及び面積は、金屋郷開407他合計5筆で、面積は、合計9,812㎡となります。

利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は、田ノ頭郷〇〇さん他1名で、種別・利用目的は新規・水田、及び変更・水田となっています。

期間はすべて令和7年1月10日からで、10年間の令和17年1月9日までが5筆となっています。

以上、ご審議方よろしくお願いします。

川島会長

審議に入りますが、利用権設定を受ける〇〇委員の同居の親族にあたるため、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に基づき、〇〇委員は議事に参与することができませんので、一時退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りいたします。議案第３２号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第３３号「農用地利用集積等促進計画の要請について」承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

川島会長

異議なしということで、議案第３２号及び、議案第３３号については、承認することと致します。

〇〇委員の入室を許可します。

（〇〇委員入室）

川島会長

続きまして、議事日程第３ 報告事項に入ります。**報告第６号「農地改良等届出について」**、事務局からの説明をお願いします。

滝川係長

（別紙資料 報告第６号を朗読し報告する。）

川島会長

報告事項については、審議をいたしませんので、これで日程第３報告事項を終わります。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会 １１月定例総会を閉会致します。

＊終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。